

「若い世代へ!贈与について」

「贈与」は「相続」と少し違い、生前に子や孫に資産を分けることです。「贈与」は一度に一定額以上渡すと相続税より高額な贈与税がかかることがあります。そのため最近、若い世代にお金をまわせるように、贈与税がかからない新しい優遇制度が3つできましたので紹介します。

そのⅠ.「住宅取得等資金の贈与税の非課税」

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から、自宅用の家屋の新築取得・増改築等の住宅取得資金を贈与してもらった場合、一定の要件を満たすときは、限度額までは贈与税が非課税になります。



家を買う前の贈与であること、受贈者が20歳以上で贈与を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下であること、など条件はあります。

<詳細は国税庁のHPで確認をお願いします。>

そのⅡ.「教育資金贈与」

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に30歳未満の孫・子等(受贈者)が、直系尊属の曾祖父母・祖父母・父母などから教育資金として一括贈与を受ける場合、1,500万円までは贈与税が非課税になります。この制度を利用するには金融機関(信託銀行・銀行等)で教育資金口座を開設、『教育資金非課税申告書』をその金融機関を経由して税務署に提出します。

口座からの払い出し・支払いについては、まず領収書など支払いがあったことを証明する書類を金融機関に提出し、その後支払われます。

※**教育資金**とは、・学校等に直接支払う金銭(試験検定料・入学金・授業料等)

・学校等以外に支払われる金銭(学習塾代・スポーツなどの習い事の月謝等)

※受贈者が30歳に達したら契約は終了です。その時残高があれば贈与税の対象になります。

<詳細は文部科学省のHPで確認をお願いします。>



そのⅢ.「結婚・子育て資金贈与」

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の子・孫(受贈者)が、直系尊属の父母・祖父母から結婚・子育て資金として一括贈与を受ける場合、1,000万円までは贈与税が非課税になります。この制度の利用方法はそのⅡと同じです。

※**結婚**では、挙式・婚礼費用、新居の家賃・敷金等、転居費用・・・が対象となります。

(但し結婚に際しては300万円が限度)

※**子育て**では、不妊治療・妊婦健診、分べん費用、幼稚園・保育所等の保育料・・・が対象となります。

※受贈者が50歳に達したら契約は終了です。その時残高があれば贈与税の対象になります。

<詳細は、内閣府のHPで確認をお願いします。>

